



県章

山形県公報

令和2年3月27日(金)
第91号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県立農林大学校条例施行規則の一部を改正する規則……………(農政企画課) ……286
- 山形県立農林大学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……287
- 山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する規則
の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……同

告 示

- 山形県水資源保全地域の指定……………(環境企画課) ……288
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……289
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……290
- 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……291
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……292
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……293
- 同……………(同) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(同) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……294
- 同……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……295
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……296
- 同……………(同) ……同
- 基本測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 山形県土地利用基本計画の変更……………(同) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……297
- 昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、
物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部改正……………(同) ……同
- 山形県飯豊少年自然の家の利用料金……………(教育庁) ……305

教育委員会関係

告 示

- 山形県飯豊少年自然の家の利用時間及び休館日……………306

選挙管理委員会関係

告示

- 平成31年4月7日執行の山形県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の訂正……同
- 平成31年4月7日執行の山形県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨……307

企業局関係

告示

- 山形県営駐車場の出入口の閉鎖時間……308
- 山形県営駐車場の利用料金……同

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……（市町村課）…309
- 大規模小売店舗の新設の届出……（商業・県産品振興課）…310
- 普通肥料の検査結果の概要……（農業技術環境課）…311
- 特殊肥料の検査結果の概要……（同）…313
- 県営住宅入居者の一般公募……（置賜総合支庁建築課）…315
- 一般競争入札の公告……（会計局）…320

正 誤

規 則

山形県立農林大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第18号

山形県立農林大学校条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立農林大学校条例施行規則（昭和58年2月県規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中「ICT・スマート農林業I」を「スマート農林業I」に、

副専攻基礎学習	32	1					
マーケティング基礎	16	1					を

マーケティング基礎	16	1					に、
-----------	----	---	--	--	--	--	----

特別講義 I	16	1					を
--------	----	---	--	--	--	--	---

特別講義 I	32	2					に、「ICT・スマート農林業II」
--------	----	---	--	--	--	--	-------------------

を「スマート農林業II」に、

特別講義 II				16		1	を
---------	--	--	--	----	--	---	---

特別講義 II				32		2	に改め、
---------	--	--	--	----	--	---	------

同別表第3項第7号の表中

森林環境				16		1	を
------	--	--	--	----	--	---	---

「 森林環境 | | | 32 | 2 | に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1学年で修得すべき教科目の一部を修得せずに第2学年への進級が認定された学生が再度履修する教科目並びにその時間数及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県立農林大学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第19号

山形県立農林大学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立農林大学校の授業料等徴収条例施行規則（平成18年7月県規則第90号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」を「知事が必要と認める」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項各号の」を「前項に規定する知事が必要と認める」に改める。

第5条第1項中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に改める。

別記様式第2号を削り、別記様式第3号を別記様式第2号とする。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 山形県立農林大学校の授業料等徴収条例（平成18年7月県条例第48号）第9条に規定する授業料、寮使用料及び入校料の全部若しくは一部の免除又はその徴収の猶予に関し必要な手続は、この規則の施行前においても、改正後の第4条の規定の例により行うことができる。

山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第20号

山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する規則（平成19年4月県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第2条中「は、当該」を「又は法第22条の2第4項の認定を受けた者（以下「認定協定建築主等」という。）は、法第17条第3項の」に、「の建築等」を「又は法第22条の2第4項の認定を受けた計画に係る協定建築物（以下「認定建築物」という。）の建築等」に、「認定特定建築物建築等中止届」を「認定建築物建築等中止届」に改める。

第3条の見出しを「（地位の承継の届出）」に改め、同条中「の地位の」を「又は認定協定建築主等の地位の」に、「認定建築主等の」を「当該」に、「認定建築主等変更届」を「地位承継届」に、「が受けた」を「又は認定協定建築主等が受けた」に改める。

第4条中「の認定を」を「（法第22条の2第5項において準用する場合を含む。）の認定を」に、「表」を「表（法第22条の2第5項において準用する場合にあっては、省令第12条の3第1項の表）」に改める。

第5条中「（同表（い）項に掲げるし尿浄化槽及び合併処理浄化槽の見取図を除く。）」を削り、「同条第8項の表昇降機の項構造詳細図の項エレベーターの項に掲げる事項を明示した構造詳細図」を「同条第4項の表一（十）項法第36条の規定が適用される建築設備の項令第129条の3第1項第1号及び第2項第1号並びに第129条の4から第129条の11までの規定が適用されるエレベーターの項（ろ）の欄に掲げる図書（エレベーターの構造詳細図、エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図及びエレベーターの使用材料表に限る。）」に改める。

第6条第2項中「に規定する」を「又は第5項に規定する」に、「認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況報告書」を「認定建築物の建築等又は維持保全の状況報告書」に改める。

別記様式第1号中「認定特定建築物等中止届」を「認定建築物建築等中止届」に、「認定特定建築物の」を「認

定建築物の」に改める。

別記様式第2号中「認定建築主等変更届」を「地位承継届」に、「認定特定建築物」を「認定建築物」に、「の地位」を「又は認定協定建築主等の地位」に、「の認定建築主等」を「の認定建築主等又は認定協定建築主等」に改める。

別記様式第3号中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の認定を受けた特定建築物」を「認定建築物」に、「同法」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に、「の規定」を「（第22条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定」に、「認定特定建築物」を「認定建築物」に改める。

別記様式第6号中「認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況報告書」を「認定建築物の建築等又は維持保全の状況報告書」に、「の規定」を「又は第5項の規定」に、「とおり認定特定建築物」を「とおり認定建築物」に改め、同様式の注書第1項中「認定特定建築物」を「認定建築物」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第193号

山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する。

なお、関係図書は、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに大石田町役場において縦覧に供する。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 大石田町水資源保全地域
- 2 区 域 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める北村山郡大石田町の森林の区域

山形県告示第194号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
株式会社翔陽会 東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4	福祉施設いろり 酒田市新橋二丁目24番地の16	児 童 発 達 支 援	10名	令和 2. 4. 1
株式会社翔陽会 東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4	福祉施設いろり 酒田市新橋二丁目24番地の16	放課後等デイサービス	10名	同

山形県告示第195号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
み や は ら ク リ ニ ッ ク	鶴岡市三和町1番53号	令和 2. 1. 1
かみのやま耳鼻咽喉科クリニック	上山市美咲町二丁目4番43号	同 1. 6
つちだ子どもクリニック	天童市芳賀タウン南三丁目7番13号	同
さ く ま ク リ ニ ッ ク	鶴岡市湯田川字中田8番地3	同 2. 1

山形県告示第196号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

アイン薬局河北病院前店
西村山郡河北町谷地字月山堂165番地7

- (2) 変更の内容

指 定 医 療 機 関 の 名 称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
うさみ調剤薬局	アイン薬局河北病院前店	令和 2. 3. 1

- 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

アイン薬局おきたま公立病院前2号店
東置賜郡川西町大字西大塚字堂ノ前参1973

- (2) 変更の内容

指 定 医 療 機 関 の 名 称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
すみれ調剤薬局公立置賜病院前店	アイン薬局おきたま公立病院前2号店	令和 2. 3. 1

- 3 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

アイン薬局 南陽宮内店
南陽市宮内1176番地13

(2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
コスモス調剤薬局	アイン薬局 南陽宮内店	令和 2. 3. 1

山形県告示第197号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人宮原病院	鶴岡市三和町1番53号	令和元. 12. 31
かみのやま耳鼻咽喉科クリニック	上山市美咲町二丁目4番43号	令和 2. 1. 5
つちだ子どもクリニック	天童市芳賀タウン南三丁目7番13号	同
さくまクリニック	鶴岡市湯田川字中田8番地3	同 1. 31

山形県告示第198号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退の効力発生年月日
清野歯科医院	鶴岡市睦町6番11号	令和 2. 2. 29

山形県告示第199号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
いちごのこころ
米沢市泉町二丁目1番6号

(2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
デイサービスセンターコスモス	いちごのこころ	平成31. 4. 1

2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ケアセンターなごみ
米沢市泉町二丁目1番6号

(2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
米沢市門東町二丁目8番38号	米沢市泉町二丁目1番6号	平成31. 4. 1

3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ケアセンターなごみ
米沢市泉町二丁目1番6号

(2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
米沢市門東町二丁目2番34号	米沢市泉町二丁目1番6号	平成31. 4. 1

4 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

アイン薬局河北病院前店
西村山郡河北町谷地字月山堂165-7

(2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
うさみ調剤薬局	アイン薬局河北病院前店	令和 2. 3. 1

山形県告示第200号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
指定居宅介護支援事業所村山光ホーム	居宅介護支援	村山市楯岡笛田二丁目19番40号	平成31. 4. 30
さつき調剤薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	鶴岡市昭和町8番30号	令和元. 6. 30
ニーズ薬局 あきほ店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	酒田市あきほ町658-13	同
よこやまクリニック	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 訪問看護 介護予防訪問看護	米沢市東一丁目3番21号	同 7. 31
グリーン歯科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	新庄市金沢1572-12	同
成島園診療所	居宅療養管理指導 訪問看護 訪問リハビリテーション	米沢市広幡町成島字窪平山2120番地5	同 8. 31
有限会社ナガヤマ薬局	居宅療養管理指導	酒田市相生町1-2-18	同
アインクサービスはらだ	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	西置賜郡白鷹町鮎貝3919番地の2	同 10. 16
佐藤医院	居宅療養管理指導	鶴岡市羽黒町黒瀬字黒瀬116	同 10. 31
リバーヒルケアサポートセンター中道	居宅介護支援	長井市中道二丁目2番32号	同 11. 20
山田薬局	居宅療養管理指導	鶴岡市茅原字草見鶴109	同 11. 30
大手町デイサービス	通所介護	新庄市大手町2番83号	同 12. 27
株式会社なの花介護サービス	訪問介護	上山市長清水二丁目5番16号	同 12. 31

山形県告示第201号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社西尾
代表取締役 西尾 正和
尾花沢市大字荻袋1326-10

2 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
株式会社西尾 代表取締役 西尾 他人三 尾花沢市大字荻袋1326-10	株式会社西尾 代表取締役 西尾 正和 尾花沢市大字荻袋1326-10	令和2年1月6日

山形県告示第202号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
村山東根土地改良区
- 2 事務所の所在地
村山市中央一丁目6番12号
- 3 認可年月日
令和2年3月18日

山形県告示第203号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
富並川伊蔵堰土地改良区
- 2 事務所の所在地
北村山郡大石田町大字横山102番地
- 3 認可年月日
令和2年3月18日

山形県告示第204号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
農業用河川工作物等応急対策事業	最 上 堰 地 区	令和元年12月2日

山形県告示第205号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所
酒田市山谷字滝谷9-1、112-2、115
- 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字滝谷9-1・115（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和2年3月27日から同年4月10日まで縦覧に供する。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤湯宮内線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
南陽市三間通字傾城橋636番1から 同 円蔵前365番1まで	旧	40.0メートル } 7.0	259メートル
南陽市三間通字傾城橋636番1から 同 円蔵西1291番29まで		42.0メートル } 10.3	379メートル
同 上	新	42.0メートル } 10.3	同 上
南陽市三間通字傾城橋636番1から 同 後畑596番10まで		13.5メートル } 7.0	73メートル

山形県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和2年3月27日から同年4月10日まで縦覧に供する。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西置賜郡飯豊町大字高峰字栗梨沢4215番11から		旧	193.0メートル	108メートル
同	4215番10まで		19.8	
同	上	新	186.9メートル	同上
			10.5	

山形県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和2年3月27日から同年4月10日まで縦覧に供する。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西置賜郡飯豊町大字高峰字栗梨沢4215番33から		旧	60.2メートル	73メートル
同	4215番30まで		21.1	
同	上	新	76.2メートル	同上
			27.3	

山形県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和2年3月27日から同年4月10日まで縦覧に供する。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 玉川沼沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西置賜郡小国町大字市野沢字下夕川原32番5から		旧	25.4メートル	23メートル
同	檀ノ上東182番1まで		10.7	
同	上	新	26.5メートル	同上
			10.7	

山形県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和2年3月27日から同年4月10日まで縦覧に供する。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢飯豊線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字高峰字栗梨沢4215番11から

- 同 4215番10まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月27日

山形県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和2年3月27日から同年4月10日まで縦覧に供する。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 玉川沼沢線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字市野沢字下夕川原32番5から
同 檀ノ上東182番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月27日

山形県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和2年3月27日から同年4月10日まで縦覧に供する。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形白鷹線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字十王字三ツ石下5369番1から
同 高橋5401番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月27日

山形県告示第213号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域
鶴岡市、村山市、尾花沢市、北村山郡大石田町及び最上郡舟形町
- 2 基本測量を実施した期間
令和元年7月26日から令和2年3月10日まで
- 3 作業の種類
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

山形県告示第214号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく山形県土地利用基本計画を次のとおり変更した。

なお、変更後の山形県土地利用基本計画は、県土整備部県土利用政策課において縦覧に供する。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更内容
山形県土地利用基本計画図に係る森林地域の縮小
- 2 変更に係る市町
米沢市、鶴岡市、酒田市、上山市、南陽市及び北村山郡大石田町

山形県告示第215号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

〃	戸沢支店	〃 戸沢村大字名高 1593番地の285	〃	〃	〃	〃
〃	古口支店	〃 〃 大字古口 254番地の1	〃	〃	〃	〃

を

〃	戸沢支店	〃 戸沢村大字名高 1593番地の285	〃	〃	〃	〃
---	------	-------------------------	---	---	---	---

に改める。

附 則

この規程は、令和2年3月30日から施行する。

山形県告示第216号

昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第1条第5項中「請求」を「催告、請求」に改める。

第3条に次の1項を加える。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

第4条第2項中「第4項」を「第5項」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第56条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

第5条第1項中「瑕疵担保特約」を「引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第56条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

第6条に次の3項を加える。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によつてもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならない。

5 受注者は、第3項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金の使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第10条第5項中「請求」を「催告、請求」に改める。

第16条第4項中「第2項の確認により発見することが困難であつた隠れた^{かし}瑕疵」を「種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないこと（第2項の確認により発見することが困難であつたものに限る。）等」に改め、

同条第10項中「き損し」を「毀損し」に改める。

第21条の次に次の1条を加える。

（著しく短い工期の禁止）

第21条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第23条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第29条及び第30条第1項中「第53条第1項」を「第59条第1項」に改める。

第31条第1項中「）で」を「）であつて」に改め、同条第2項中「第53条第1項」を「第59条第1項」に改める。

第33条第6項中「前5項」を「前各項」に改める。

第36条第8項中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

第46条から第48条までを次のように改める。

（契約不適合責任）

第46条 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第47条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第49条又は第49条の2第1項に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1）第6条第5項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

（2）正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

（3）工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

（4）第11条第1項第2号に掲げる者を設置しなかつたとき。

（5）正当な理由なく、第46条第1項の履行の追完がなされないとき。

（6）前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

第49条の前の見出し中「解除権」を「催告によらない解除権」に改め、同条を次のように改める。

第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）第6条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

（2）第6条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

（3）この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

（4）引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その契約不適合が目的物を除去した上で再び建築しなければ、契約をした目的を達することができないものであるとき。

- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質及び当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第52条又は第53条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第49条の2第1項中「契約を」を「直ちにこの契約を」に改める。

第50条を次のように改める。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第50条 第48条各号又は第49条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第48条又は第49条の規定による契約の解除をすることができない。

第57条を第64条とし、同条の前に次の1条を加える。

（情報通信の技術を利用する方法）

第63条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

第56条を第62条とし、第55条を第61条とする。

第54条中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改め、同条を第60条とする。

第53条を第59条とし、同条の前に次の1条を加える。

（契約不適合責任期間等）

第58条 発注者は、引き渡された工事的目的物に関し、第33条第4項又は第5項（第40条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げるにより行う。
 - 4 発注者が第1項又は第2項に規定する請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、かつ、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が当該通知した日から1年を経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
 - 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等をしたときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
 - 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
 - 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
 - 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条各項に規定する部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は、適用しない。
 - 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。
第52条の2を第57条の2とする。
第52条第1項中「契約が」を「契約が工事の完成前に」に改め、同条第3項中「第49条」を「第48条、第49条」に、「前条第2項各号」を「第56条第3項各号」に、「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に、「第50条第1項又は第51条第1項」を「第47条第1項、第52条又は第53条」に改め、同条第4項中「契約が」を「契約が工事の完成前に」に、「滅失若しくはき損した」を「滅失し、若しくは毀損した」に改め、同条第5項中「契約が」を「契約が工事の完成前に」に、「滅失又はき損した」を「滅失し、又は毀損した」に改め、同条第6項中「契約が」を「契約が工事の完成前に」に改め、同条第8項中「第49条」を「第48条、第49条」に、「前条第2項各号」を「次条第3項各号」に、「第50条第1項又は第51条第1項」を「第47条第1項、第52条又は第53条」に改め、同条に次の1項を加える。
9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。
第52条を第55条とし、同条の次に次の2条を加える。
(発注者の損害賠償請求等)
- 第56条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第48条又は第49条の規定により工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第48条又は第49条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によつて受注者の債務について履行不能となつたとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定の適用を受ける場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

5 第1項第1号に該当する場合において、発注者は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額を請求するものとする。

6 第2項の場合（第49条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第57条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第52条又は第53条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第34条第2項（第40条第1項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

第51条の2を削る。

第51条の見出し中「解除権」を「催告によらない解除権」に改め、同条第1項中「契約を」を「直ちにこの契約を」に改め、同項第3号を削り、同条第2項を削り、同条を第53条とし、同条の次に次の1条を加える。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第54条 第52条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第50条の次に次の2条を加える。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第51条 第5条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第48条、第49条又は第49条の2第1項のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し、かつ、発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第30条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があつた場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第52条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が

この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

別記様式第1号中	請負代金額	¥			を
	契約保証金	¥	前払金	¥	
			中間前払金	¥	

工事を施工しない日					に改め、同様式の備考を同備考
工事を施工しない時間帯					
請負代金額	¥				
契約保証金	¥	前払金	有・無		
		中間前払金	有・無		

第1項とし、同備考に次の1項を加える。

2 前払金及び中間前払金の欄は、受注者がその支払いの希望の有無について、いずれかを○で囲むこと。

別記様式第7号中	申請時の出来形		を
----------	---------	--	---

工事を施工しない日			に改める。
工事を施工しない時間帯			
申請時の出来形			

第2 物件売払契約約款の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第7条第1項中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

第8条の見出しを「（売主の解除権）」に改め、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、その債務の不履行が売主の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

第8条第5項中「契約物件の隠れた瑕疵を理由として契約の解除又は」を「引渡しを受けた契約物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを理由として履行の追完の請求、代金の減額の請求、契約の解除及び」に改める。

第3 物件購入契約約款の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

第12条を次のように改める。

（契約不適合責任）

第12条 発注者は、納入された契約物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、その補修、代替物の引渡し、不足する部分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の

各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることができない。

5 発注者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその契約不適合を知り、又は重大な過失によつて知らなかつたときは、この限りでない。

第13条第1項中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

第14条の見出しを「（発注者の解除権）」に改め、同条第1項中「次」を「受注者が次」に、「場合には、」を「ときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるとき又は発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

第14条第1項第3号から第5号までを削り、同条第5項中「第1項第5号」を「第2項第3号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第1項」を「第1項及び第2項」に改め、同項ただし書中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項第1号から第4号まで」を「第1項並びに第2項第1号及び第2号」に、「の場合」を「の場合（受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が詐欺その他不正の行為をしたとき。
- (2) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

- (3) 発注者の都合により契約の解除を必要とするとき。

第4 印刷物製造請負契約約款の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

第16条を次のように改める。

（契約不適合責任）

第16条 発注者は、納入された印刷物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不

適合」という。)があるときは、その補修、代替物の引渡し、不足する部分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができないとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。

5 発注者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその契約不適合を知り、又は重大な過失によつて知らなかったときは、この限りでない。

第17条第1項中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

第18条の見出しを「（発注者の解除権）」に改め、同条第1項中「次」を「受注者が次」に、「契約」を「相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるとき又は発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

第18条第1項第3号から第5号までを削り、同条第5項中「第1項第5号」を「第2項第3号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第1項」を「第1項及び第2項」に改め、同項ただし書中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を第4項とし、同条第2項中「前項第1号から第4号まで」を「第1項並びに第2項第1号及び第2号」に、「の場合」を「の場合（受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が詐欺その他不正の行為をしたとき。

(2) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、

受注者がこれに従わなかったとき。

(3) 発注者の都合により契約の解除を必要とするとき。

第19条第1項に次の1号を加える。

(3) 発注者及び受注者の責めに帰することができない事由によつて契約の履行が不可能になったとき。

第19条第2項中「前項」を「前項第1号及び第2号」に改める。

第22条中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

山形県告示第217号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県飯豊少年自然の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

区 分	利用料金の額（1人1泊当たり）
学齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）、小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者	無料
高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）及び社会教育関係者	390円
大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者	630円
その他の者	1,120円

(2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

施 設	利用料金の額（1室1日当たり）
研 修 室	200円
食 堂	640円
チャレンジ広場	640円
どろんこ広場	1,330円

備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、無料とする。
- 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、無料とする。
 - (1) 小中学生等
 - (2) 高校生等
 - (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
 - (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
 - (5) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
- 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。

2 適用期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第4号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第12条第2項の規定により、山形県飯豊少年自然の家の利用時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和2年3月27日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

1 利用時間

宿泊を伴わない利用にあつては午前9時から午後9時まで
ただし、午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで

2 休館日

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 毎月の第3日曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日（7月にあるものに限る。）の前日を除く。（4）において同じ。）
- (4) 月曜日（毎月の第3日曜日の翌日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものに限る。）及び4月30日から5月2日までの日を除く。）

3 適用期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により令和2年2月18日付け山形県選挙管理委員会告示第9号にて公表した平成31年4月7日執行の山形県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和2年3月27日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

候補者氏名	遠藤寛明	所属党派	自由民主党	期間	平成31年1月25日から 平成31年4月22日まで	第1回分
出納責任者氏名	片山愛一郎					
収入				支出		
主たる寄附				人件費 451,000円		
氏名 （団体名）	（職業）	（寄附額）		家屋費 146,550		
				選挙事務所費 121,600		
自由民主党山形県支部連合会		政党支部	600,000円	集合会場費 24,950		
遠藤ひろあき後援会		資金管理団体	2,400,000	通信費 184,397		
その他の寄附 0件 0				交通費 0		
その他の収入 0				印刷費 1,070,160		
今回計 3,000,000				広告費 783,474		
前回計 0				文具費 18,986		
総計 3,000,000				食糧費 37,968		
				休泊費 0		
				雑費 324,904		
				今回計 3,017,439		
				前回計 0		
				総計 3,017,439		
		項 目		金 額		
支出のうち公費負担相当額		ビラの作成		120,160円		
		ポスターの作成		831,200円		
		計		951,360円		
訂正年月日		令和2年3月18日				

山形県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、平成31年4月7日執行の山形県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和2年3月27日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 山形県議会議員選挙（東置賜郡選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

5,265,800 円

- 3 報告書の要旨

候補者氏名	船山 現人	所属党派	自由民主党	期間	平成31年2月28日から 令和元年5月24日まで	第2回分
出納責任者氏名	高橋 文勝					
収入				支出		
主たる寄附				人件費		0円
（氏名）		（職業）	（寄附額）	家屋費		216,000
（団体名）			0円	選挙事務所費		216,000
				集合会場費		0
				通信費		0
				交通費		0
				印刷費		0
				広告費		0
				文具費		0
				食糧費		0
その他の寄附	0件		0	休泊費		0
その他の収入			0	雑費		0
今回計			0	今回計		216,000
前回計			2,885,332	前回計		2,530,764
総計			2,885,332	総計		2,746,764

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和2年2月28日	第2回報告分
----------	-----------	--------

企業局関係

告 示

山形県企業告示第2号

山形県駐車場管理条例（平成2年3月県条例第15号）第8条第2項の規定により、山形県営駐車場の出入口の閉鎖時間を次のとおり承認した。

令和2年3月27日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

1 出入口の閉鎖時間

午後10時30分から翌日の午前7時まで

2 適用期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

山形県企業告示第3号

山形県駐車場管理条例（平成2年3月県条例第15号）第10条第2項の規定により、山形県営駐車場の利用料金を次のとおり承認した。

令和2年3月27日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

1 利用料金

区 分		料 金
一般の利用者		250円に1時間を超える時間30分までごとに100円（利用の時間が午後10時を超える場合にあつては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円）を加算した額
遊学館等を利用する者	図書館等又は県が主催する講座及び研修（生涯学習に関するものに限る。）の参加者	講座及び研修に要した時間（当該時間が4時間を超える場合は、4時間とする。）を超える時間30分までごとに100円（利用の時間が午後10時を超える場合にあつては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円）
	上記以外の者	遊学館等の利用に要した時間（当該時間が2時間を超える場合は、2時間とする。）を超える時間30分までごとに100円（利用の時間が午後10時を超える場合にあつては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円）

備考

- (1) この表において「遊学館等」とは、遊学館（山形県立図書館、山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センターを含む施設をいう。）及び山形県緑町庭園文化学習施設をいう。
- (2) この表において「図書館等」とは、山形県立図書館、山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センターをいう。

2 適用期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

住民基本台帳法に基づいて整備・運用される住民基本台帳ネットワークシステムにおける、委託者に係る都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県企画振興部市町村課行政係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2281

3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年3月19日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地

5 随意契約に係る契約金額 53,823,514円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに寒河江市役所において令和2年7月27日まで縦覧に供する。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）おーばん寒河江西店・西松屋寒河江店
寒河江市大字寒河江字内の袋49番地の1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 お ー ば ん	天童市東長岡二丁目6番13号	二 藤 部 洋
チェリー不動産株式会社	寒河江市本町一丁目9番17号	菊 地 廣 昭

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 お ー ば ん	天童市東長岡二丁目6番13号	二 藤 部 洋
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大 村 禎 史

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年11月10日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,768平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 122台
 - (2) 駐輪場の収容台数 80台
 - (3) 荷さばき施設の面積 140.6平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 30.36立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社おーばん	午前9時	午後10時
株式会社西松屋チェーン	午前10時	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日
令和2年3月10日
- 9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年7月27日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により令和2年1月に収去した普通肥料の検査の結果の概要は、次のとおりである。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			検査項目		保証票の検査	その他の検査	
			分析項目	指摘事項			
米ぬか油かす及びその粉末	三和油脂株式会社	特選王将印脱脂ぬか	主成分TN、TP、TK			現物	

(注) 1 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 主成分の略号は、次のとおりである。
TNー窒素全量、TPーりん酸全量、TKー加里全量

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により令和2年1月に収去した特殊肥料の検査の結果の概要は、次のとおりである。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者若しくは 販売業者又は表示者	届 （商 品 名）	検査の						結果			備考	
			窒 素 全 量 %	リン 酸 全 量 %	加里 全 量 %	銅 全 量 mg/kg	亜 鉛 全 量 mg/kg	石 全 量 %	灰 全 量 %	炭 素 比	水 含 有 量 %		分 の 他 の 検 査
たい肥	有限会社エコプラント めざみ	有機肥料すくすく	1.5	2.1	1.7				10.4				現物
	長井市レインボープラント ポストセンター	レインボープラントコンポスト	0.6	0.3	0.8				26				現物

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営太田町アパ ート1号	米沢市太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	1	一般用	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同 2号	同	2DK	60.3	1	特定目的用 (高齢・身障者用)	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100		同
同 3号	同	3DK	74.0	1	一般用	24,100	27,800	31,800	35,800	40,900	47,200		同
同 4号	同	2DK	60.3	1	特定目的用 (高齢・身障者用)	19,600	22,600	25,900	29,200	33,300	38,500		同
同	同	3DK	74.0	1	一般用	24,100	27,800	31,800	35,800	40,900	47,200		
同 春日アパー ート2号	同 春日五丁 目2-43	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300		单身可
同	同	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300		
同	同	同	64.2	1	同	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,200		
同 3号	同	同	75.6	2	同	26,000	30,000	34,300	38,700	44,200	51,000		
同 中田第2ア パート1号	同 中田町 901-2	同	54.6	4	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600		单身可
同	同	同	54.6	4	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600		
同 2号	同	同	55.7	2	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600		单身可
同 玉の木アパ ート	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	2	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500		同
同	同	同	55.7	2	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500		

同 成島了パー ト1号	同 成島三丁 目2-96	同	58.0	3	同	15,600	18,100	20,700	23,300	26,600	30,700		单身可
同 米沢中央ア パート1号	同 中央七丁 目5-77	同	68.7	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800		单身可
同	同	同	68.7	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800		单身可
同 中田第1ア パート1号	同 中田町 658-3	2DK	54.7	1	特定目的用 (高齢・身障者用)	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400		单身可
同	同	3DK	68.2	1	一般用	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900		单身可
同 2号	同	同	68.8	1	特定目的用 (高齢・身障者用)	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400		单身可
同	同	同	68.8	2	一般用	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400		单身可
同 3号	同	同	69.9	2	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500		单身可
同 4号	同	同	75.4	2	同	25,200	29,100	33,300	37,600	42,900	49,600		单身可
同 5号	同	同	75.4	2	同	25,300	29,300	33,500	37,700	43,100	49,800		单身可
同 6号	同	同	75.4	2	同	25,300	29,300	33,500	37,700	43,100	49,800		单身可
同 相生了パー ト1号	同 相生町7 -65	同	69.2	1	同	22,800	26,300	30,100	34,000	38,800	44,800		单身可
同 2号	同	同	72.9	2	同	24,000	27,800	31,700	35,800	40,900	47,200		单身可
同 3号	同	同	72.9	5	同	24,400	28,100	32,200	36,300	41,500	47,800		单身可
同 城北了パー ト2号	同 城北二丁 目3-62	2DK	50.1	1	同	17,700	20,400	23,400	26,400	30,200	34,800		单身可
同 桜木了パー ト1号	同 南陽市三間通 1229-2	3DK	59.3	3	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100		单身可

同 2号	同 1229-1	同	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	单身可
同	同	同	59.3	3	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 糠野目アパ ート	東置賜郡高島町 大字福沢525- 5	同	51.2	1	同	11,800	13,700	15,600	17,600	20,200	23,300	单身可
同 大町アパー ト	同 高島695- 12	同	58.0	2	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	
同 糠野目第2 アパート	同 福沢南21- 2	同	64.2	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,100	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年4月1日から同月7日までの午前10時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）ただし、郵送の場合は、令和2年4月7日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
米沢市金池七丁目1番50号
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所
- 5 入居の時期 令和2年6月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ロータリ除雪車、除雪グレーダ、除雪ドーザ、凍結防止剤散布車及び小形除雪車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
(2) 日時 令和2年5月11日（月） 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

- イ ロータリ除雪車2.6メートル、290キロワット級 1台
ロ ロータリ除雪車2.6メートル、220キロワット級 1台
ハ ロータリ除雪車2.2メートル級 1台
ニ ロータリ除雪車2.2メートル級（スイングオーガ装置付き） 2台
ホ 除雪グレーダ3.7メートル級 6台
ヘ 除雪ドーザ14トン級 3台
ト 除雪ドーザ14トン級（両サイドシャッター付き） 2台
チ 除雪ドーザ11トン級（両サイドシャッター付き） 3台
リ 凍結防止剤散布車 4台
ヌ 小形除雪車1.3メートル級（ディスク式草刈装置付き） 2台
ル 小形除雪車1.3メートル級（ハンマーナイフ式草刈装置付き） 1台
ヲ 小形除雪車1.0メートル級（油圧式チップバック付き） 2台

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 令和2年11月6日（金）

(4) 納入場所 納入場所一覧表による。

(5) 入札方法 (1)のイからヲまでのそれぞれについて、総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
(2) 令和2年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和2年2月4日付け県公報第77号）により公示された資格を有すること。
(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該調達物品又はこれと同機種の物品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、仕様書、納入場所一覧表及び入札説明書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723
- (2) 仕様書、納入場所一覧表及び入札説明書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 2の(1)のイからラまでのそれぞれについて、規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和2年4月21日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月15日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
- ① 2.6meter, 290kilowatt Rotary Snow Remover Quantity: 1
- ② 2.6meter, 220kilowatt Rotary Snow Remover Quantity: 1
- ③ 2.2meter Rotary Snow Remover Quantity: 1
- ④ 2.2meter Rotary Snow Remover (Snow Bank Clearing Auger Device) Quantity: 2
- ⑤ 3.7meter Snow Removal Motor Grader Quantity: 6

- ⑥ 14ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 3
- ⑦ 14ton Snow Removal Wheel Loader (Dual Side Shutter Wings) Quantity: 2
- ⑧ 11ton Snow Removal Wheel Loader (Dual Side Shutter Wings) Quantity: 3
- ⑨ Truck Mounted Material Spreader Quantity: 4
- ⑩ 1.3meter Compact Snow Remover (Disk Mower Device) Quantity: 2
- ⑪ 1.3meter Compact Snow Remover (Hammer Knife Mower Device) Quantity: 1
- ⑫ 1.0meter Compact Snow Remover (Hydraulic Tipback Device) Quantity: 2

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. May 11, 2020

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan
TEL 023 (630) 2723

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 2. 2. 28	第84号	148	下から 8	東根	寒河江